

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年8月12日	大西茂樹	兵庫県三田市天神	本店	兵庫県三田市相生町9-18	輸送施設の使用停止(180日車)	道路運送法第27条第3項	令和元年12月17日及び同年12月26日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任違反【他の営業所の運行管理者又は補助者としての兼任】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第47条の9第1項)、(2)点呼の実施義務違反【未実施】(運輸規則第24条第1項、第2項、第3項)、(3)点呼の記録義務違反【記録の改ざん・不実記載】(運輸規則第24条第5項)	44	18
令和2年8月24日	エスエス観光自動車株式会社(法人番号6130001043095) 代表者佐竹俊樹	京都府京丹後市網野町島津2715番地の1	本社営業所	京都府京丹後市網野町島津2715番地の1	輸送施設の使用停止(70日車)	道路運送法第27条第3項	令和2年3月10日、同年3月11日及び同年3月26日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(3)運行指示書の作成等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(4)定期点検整備等の未実施【定期点検整備等の未実施】(運輸規則第45条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(6)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	7	7